

○静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年 3 月 29 日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 次のア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写し

ア法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。第5条において同じ。）

の規定による申出をしている場合

イ低炭素建築物新築等計画に記載された建築物が、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を受けている場合

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けた場合は、適合証及び適合証の交付を受けるために当該機関に提出した書類の写し（以下これらを「適合証等」という。）

(3) 手数料計算書（様式第1号）

(平27規則83・平29規則29・令6規則8・令7規則3・一部改正)

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、適合証等に記載された事項が、同条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときの当該図書とする。

(低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付)

第4条 省令第46条の2の規定による証明書の交付を受けようとする者は、低炭素建築物新築

等計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第2号）に、当該変更の内容を記載した書類及び省令第41条第1項の表（い）項に規定する各種計算書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に係る変更が省令第44条の軽微な変更該当すると認めるときは、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書（様式第3号）を交付するものとする。

（平29規則29・追加）

（構造計算適合性判定の実施）

第5条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合において、構造計算適合性判定を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしようとするときは、当該申出をした者に対し、構造計算適合性判定を受けることを求めるものとする。

（平27規則83・一部改正、平29規則29・旧第4条繰下・一部改正）

（申請書の提出部数）

第6条 省令第41条第1項及び省令第45条並びに第4条第1項の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

（平29規則29・旧第5条繰下・一部改正）

（低炭素建築物の建築工事の完了報告）

第7条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、当該工事が完了した建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）が作成した、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書（様式第5号。以下「確認書」という。）

- （2）確認書の照合内容欄に記載された項目の工事実施状況を写した写真

- （3）建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

（平29規則29・旧第6条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第83号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第29号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月6日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

手数料計算書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者

住所

氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

1 建築物概要

建築物の名称	
建築物の位置	

2 手数料計算

申請の区分				適合証	評価方法	※手数料
1	一戸建ての住宅			有・無	☐ 性能基準	円
					☐ 仕様基準	
2	一戸建て	住戸数	戸	有・無	☐ 性能基準	円
					☐ 仕様基準	
3	住宅以外	共用部面積	m ²	有・無	☐ 標準入力法	円
4	の住宅	非住宅部面積	m ²	有・無	☐ 標準入力法等	円
					☐ モデル建物法	
5	その他の建築物	床面積	m ²	有・無	☐ 標準入力法等	円
					☐ モデル建物法	
6	確認申請手数料	床面積	m ²		円	
手数料金額 計						円

（注）※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者	住所	法人にあっては、その 主たる事務所の所在地
	氏名	

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定により低炭素建築物新築等計画の変更が同省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の概要
- 5 添付書類
- （1）変更の内容を記載した書類
- （2）都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第41条第1項の表（い）項に規定する各種計算書

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書

年 月 日付けで申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第44条の軽微な変更該当するものであることを次のとおり証明します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 証明する軽微な変更の概要

様式第 4 号（第 7 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者	住所	$\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主たる事務所の所在地} \\ \text{法人にあつては、その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$
	氏名	

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士
- 級 建築士 登録第 号
- 住所
- 氏名
- 級 建築士事務所 知事登録第 号
- 所在地
- 名称
- 5 認定以降の軽微な変更の概要
- 変更された図書
- 変更の概要

様式第 5 号（第 7 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者

級 建築士 登録第 号

住所

氏名

級 建築士事務所 知事登録第 号

所在地

名称

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

		確認を行った部位、 材料の種類等	照 合 内 容	照合を行っ た設計図書	照合結果（不適の場 合には、その内容）
外壁、窓等を通じて熱 の損失の防止に関す る基準					
一次エネ ルギー消 費量に関 する基準	空調				
	換気				
	照明				
	給湯				
	家電				
	昇降機				
	太陽光				
建築物の低炭素化の 促進のために誘導す べきその他の基準					

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平29規則29・令 3 規則66・一部改正)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(平29規則29・追加、令 3 規則66・一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(平29規則29・追加)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(平29規則29・旧様式第 2 号繰下・一部改正、令 3 規則66・一部改正)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平29規則29・旧様式第 3 号繰下・一部改正、令 3 規則66・一部改正)